

森有礼文政期の「倫理」教科書『布氏道德学』の考察

— 日本弘道会誌上の批判に着目して —

林 子博

はじめに

教育勅語の発布（1890年）は学校の徳育にいかなる方向性の転換をもたらしたのか。まず一件の法令から考えたい。1892年7月11日文部省令第8号において、1886（明治19）年5月に制定された「尋常師範学校ノ学科及其程度」が改正され、それによって、従前の尋常師範学校における「倫理」科が、「修身」科に改められた¹。事実、1886年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」と「尋常中学校ノ学科及其程度」では、従来の尋常師範学校・尋常中学校における徳育に対する改革として、「修身」科に取って代わる「倫理」科が設置され、新たな教育理念が導入された。ところが、勅語以後になると、尋常中学校では「倫理」科が継続されたものの、尋常師範学校では「修身」科がいわば復権されたのである。そのことは、初等教育とその教員養成にかかわる領域では明確な方針転換が図られた事態として考えられる。

こうした「修身」の復権とそれに伴う「倫理」の退場の過程と意味を明確化するためには、教育勅語発布以降に退けられた「倫理」科の教育理念はそもそもいかなるものであったのかを把握する必要がある。そこで本稿は、教育勅語発布前夜の森有礼文政期（1885年12月～1889年2月）に着目する。というのは、「倫理」科の設置も、それに向けての新たな教育内容の導入の試みも、まさにこの時期の文相森有礼の下でなされたからである。「近代教育への多様な可能性」を内包したとも評価される²森文政自体の全体像について、これまでは主に森自身の思想やその施政方針に即して考察されてきた。田中智子は佐藤秀夫や園田英弘の研究を整理しながら、「森は勅語段階とは異なる国家主義者、ある種欧米立憲君主主義的な国家主義者という落としどころに帰着していく議論が多い」と論じる³。すなわち、伝統主義的国体論の機軸をなす天皇絶対主義の信奉者ではなく、ある種の近代的国家主義者として森を捉えるべきとするのが研究史の通説になっており、従来の森文政理解も基本的にそうした森の人間像に依拠している傾向がある。この理解の大枠は必ずしも間違っていない。しかし、森文政期の徳育はいかなる特質を有し、国家をいかに位置付けていたのか。またそれが勅語以後の議論とは具体的にいかなる意味で異なったのか。これらの問題は、森文政下の徳育施策に即したより緻密な検討を必要としている。それはまた森文政の評価と不可分にかかってくる。

そこで本稿では、森文政期の尋常中学校・尋常師範学校の「倫理」科向けに編纂・選定された教科書とそれをめぐる議論を分析する。森文相自身が指定した「倫理」教科書は二つある。一つは、「倫理」科の最終学年向けの教科書として編纂された『倫理書』である。近年の森文政

研究では、同書の編纂過程の再検討を中心に、森文政の徳育の特質を捉え直す論考が相次いで現れている⁴。さらに、従来の研究ではあまり言及されていないものの、「倫理」科初学年向けの教科書として森が選定した『布氏道徳学』にも着目すべきである⁵。そうした森の選択には、中等学校における徳育の抜本的改革への期待が込められていた。また、森の横死によって教育現場における存在感が希薄となった『倫理書』とは違い、『布氏道徳学』は1899年まで文部省検定済みの教科書として師範学校と中学校での使用が認められてきた⁶。その意味で、同書は『倫理書』とともに森文政下の徳育の特質を象徴し、その射程を示す重要な存在である。とすれば、同書はいかなる性格を持つものであり、森文政期の「遺物」として、教育勅語以後の教育現場でいかに受け止められたのか。『布氏道徳学』に関わるこれらの問いの解明は、森文政期の徳育の全体像のみならず、教育勅語以後の徳育論の展開を把握する上でも欠かせない作業になる。

管見の限り、これまで『布氏道徳学』を取り上げた先行研究が僅かである。『倫理書』を分析するための参照軸として同書に触れた筆者の論考がその一つである⁷。拙稿をレビューした田中智子は、森文政研究の視点から、『布氏道徳学』の持つ「歴史的意味は大きい」と評価しつつも、筆者の議論では、同書が「一書としてどのような思想的・一貫性をもつのか（もたないのか）が見えづら」と述べ、同書への丁寧な再考を促している⁸。

以上の問題意識から、本稿では『布氏道徳学』とそれをめぐる議論を検討する。その際に、まず『布氏道徳学』の出版にかかわる事実関係とその内容の概要を確認する。次に、西村茂樹が立ち上げた日本弘道会の会誌『日本弘道叢記』に着目する。そこに掲載された、『布氏道徳学』に対する日本弘道会員の根津音七という小学校教員が執筆した批評を分析する。

本論で明らかにするとおり、根津の見解は西村茂樹の論をベースとしており、西村が率いる日本弘道会誌に発表したものである。従って、西村ひいては多くの日本弘道会関係者の見解の最大公約数的なものであったと考えられる。その点が重要なのは、先行研究が明らかにしている通り、西村がかつて森有礼に登用され、『倫理書』編纂委員に名前を連ねた経歴を持つからである。結局西村は、最後まで『倫理書』編纂に従事した能勢らと袂を分かち、勅撰修身教科書の必要を唱えることとなった⁹。教育勅語制定の3年前に起きたこの出来事は、徳育をめぐる西村と森らとの、重なりつつもずれるような関係性を象徴している。西村自身が『倫理書』編纂事業からおりた理由を明確に述べた資料が欠落しているなかで、日本弘道会誌における根津の批判は、『倫理書』編纂過程における対立点のその後の展開を間接的に浮かび上がらせるものと解釈できる。また、根津による『布氏道徳学』批判は教育勅語を自らの論拠としていたことも重要と考える。もちろん、根津の議論は必ずしも教育勅語制定以後の徳育論を代表するものでもなければ、教育勅語体制とは何であったのかということを十全に規定することもできない。しかし、西村に同調しつつ、勅語の論理に依拠した根津の批判を検討することを通じて、勅語の登場により、かつて森らとある程度土俵を共有していた西村の議論がいかなる方向に収束し、またそこで何が否定されようとしたのかということを明らかにすることは可能であろう。

これらの検討を通じて、本稿は森文政の目指した徳育（教育勅語の登場によって退けられた「倫理」科）の特質と教育勅語の磁場におけるその射程の一端を明確化することを目的とする。

1. 『布氏道德学』の出版

『布氏道德学』（1887年4月、牧野書房）とは、ドイツ人教育学者フリッケ（Wilhelm Fricke, 1810-1891）の著書 *Sittenlehre für konfessionslose Schulen*（1872）を、松田正久が和訳したものである。著者フリッケは、ゲッティンゲン大学にてヘルバルト（J. F. Herbart, 1776-1841）に教育学を学んだ人物である。原題を直訳すれば、「非宗派的学校のための道德論」というものになる。それは、本書がキリスト教の宗派によって異なる聖書の解釈を扱わず、どの宗派にも通用する道德上の規則を説くことを示している。訳者の松田正久は明治大正時代の政治家で、肥前国小城藩（佐賀藩の支藩）の下級藩士の次男として生まれる。東京昌平黌や西周の家塾で学んだ後、西の推薦で陸軍省に入り、同省より派遣され、1872年より1875年までフランスに留学した。留学中、法律、経済学や哲学を学び、西園寺公望や中江兆民らと交流した。帰国後、ルソーらの自由民権論を展開しつつ、西園寺と共に『東洋自由新聞』を創刊し、その後は政友会系の官僚として活躍し、大蔵大臣・文部大臣・司法大臣などを歴任した人物である¹⁰。

事実、『布氏道德学』としての出版に先立って、上記のフリッケの著書は既に松田によって別の題目の書物として和訳された。1880年～1881年に出版された『小学道德論』がそれである¹¹。その見返しに「佛国性理学講究誌印刷局印行」と記される同書の冒頭に、校閲を務めた西周による序文のほか、西村茂樹による漢文の推薦文も掲げられている。西村は「世之任教育之責者。宜以此書驗諸授業之上」とし、同書を德育教科書として薦めている。訳語レベルの違いが若干見られるものの、全体の内容構成は、後に出版された『布氏道德学』とは概ね一致している。

一方で、『布氏道德学』として出版された際に、『小学道德論』の冒頭に掲げられた西周と西村茂樹の序文及び「原序ノ大意」が消えた。それにかわって、訳者の松田による「例言」が冒頭に加えられている。それによれば、本書の和訳に際して、「旁ラ英佛ノ両訳書ニ参照シテ竊ニ取捨スル所アリ此レ国制及ヒ風俗ノ殊ナル有リテ已ムヲ得サルニ出ツルナリ。故ニ本書ヲ布氏道德学ト題スルモ訳述ノ名義ヲ以テス」という¹²。ここの「国制及ヒ風俗ノ殊ナル」が故になされた内容の取捨とは、何を指しているのか。「非宗派的学校のための道德学」として刊行されたフリッケの著書はキリスト教への言及が極めて少ないが、神や教会に対する義務は、宗派上の相違を越えた最小限の共通事項とされていた¹³。原書における宗教関連の言及——幼童の「神ニ対スル義務」（「Pflichten gegen Gott」）と、成人の「教会：宗教上ノ義務」（「Die Kirche: religiöse Pflichten」）との二節（数行程度）——が訳者に削除された。キリスト教信仰にかかわる義務への言及が明治日本の「国制及ヒ風俗」と合わないと考えられたからであろう。

2. 『布氏道德学』批判の出現—日本弘道会と根津音七—

刊行当時の『布氏道德学』が、教育界にどのように受け止められたのかを全面的に示す資料はない。しかし、1892年6月、『布氏道德学』批評」と題する論説が『日本弘道叢記』という雑誌の第2号に登場し、その後の第4、5号（同年8月～9月）に連載された。『日本弘道叢記』は西村茂樹が立ち上げた、道德教化の推進を図る民間団体日本弘道会の機関誌である。同批評の書き出しには次のような記述がある。「此書ハ出版以来世間伸々ノ好評アリテ、目今ハ中学校師範学校等ニ於テモ探テ德育ノ教科書トセラルル所随分アルヨシニ聞ケリ……我が憂国ノ学士甚ダ多シ、而シテ此書出版以来既ニ五六年ナルモ、未ダ此書ニ就テ餘リ抗撃ノ見ヘザルハ蓋シ

此書ヲ以テ完美ナルモノト認ムルニ因ルベシ」¹⁴。森文政期以降における『布氏道德学』の使用実態を直接に示した史料が見当たらないなかで、上記の記述はその一端を窺わせるものである。根津は同書が本来使用層として想定された中学校と師範学校のみならず、好評につき高等小学校においても受容されていること、出版以来あまり批判されず、格好な教科書として受け止められていると看取している。しかし、根津自身は同書について、「苟モ我が国ニ生レテ我が国体ヲ重ンジ畏クモ我が皇祖皇宗ノ国ヲ肇メ徳ヲ樹ツルノ猷謨ヲ窺ヘルモノハ決シテ此書ノ完美ナラザルヲ知ラン。否ナ、其決シテ教科書トナスベカラザル点ノ夥多ナルヲ見出サルルナラン」と否定的に評価していた。さらに、「布氏ノ説ニヨリテ道德ヲ誤認スル如キハ其害甚ダ大ナリ若シ之ヲ以テ直チニ我が国ノ素白可憐ナル少年ニ学バシムルニ至リテハ所謂人ノ子ヲ戕シ人ノ国ヲ亡ボスモノナリ」というように極めて危険な書物と見ている。

根津はいかなる根拠で『布氏道德学』の何を批判したのか。なぜそれまで「問題なく」使われてきたにもかかわらず、この時期に批判されたのか。それらの問題を検討する前に、いくつかの基本情報を把握する必要がある。まず、この批評を掲載した日本弘道会とはいかなる組織であり、批評者の根津音七とはどういう人物なのかを確認しておく。

日本弘道会は西村茂樹が1876年に創設した東京修身学社に端を発する。1884年に日本講道会と改称したものを、1887年に更に日本弘道会へと改組した。日本弘道会の創立理念は、西村が1887年に刊行された『日本道德論』において提示されている。すなわち、儒学と西洋哲学の一致するところを「真理」とし、それを日本道德の「標準」とすること、その「標準」を広く普及・実行するために道德の会を設立することである。1887年9月の投票の結果、会長に西村茂樹、副会長に南摩綱紀、常議員に日下部三之介らが選出された。

日本弘道会は、1887年11月には機関誌『弘道会雑誌』を刊行し、1889年10月に『日本弘道会叢記』、1892年5月から『日本弘道叢記』と改称した。その誌面は、基本的に「論説」「叢録」「時報」「問答」「広告」欄からなる。巻頭の「例言」には、「江湖ノ諸賢ハ幸ニ筆墨ノ労ヲ吝マズシテ、論説雑報等材料ノ寄送アランコトヲ請フ」とあることから、寄稿者を必ずしも会員に限定しなかったようである。事実、当時の大手教育雑誌『教育報知』の編集者の日下部三之介も中心会員として関わったことや、徳育なり教科書問題が誌面で取り上げられたことなどからは、同誌が教育ジャーナリズムと類似する面を有していたことがわかる。一方で、西村自身の寄稿が頻繁に掲載されるほか、日本弘道会の活動記録、根津のような地方会員による支会活動報告や論説なども定期的に掲載された。その意味では、同誌は日本弘道会会員の言論拠点としての性格を強く持っていたといえる。

評者の根津音七(1864～1919)は新潟県の中魚沼郡十日町出身で、1879年に上京し二松学舎で漢学を学び、1882年に郷里十日町小学校の授業生を拝命し、1890年5月に同小学校長兼訓導となった人である¹⁵。翌年再び上京し、西村茂樹をはじめ、三島中洲や中島力造などに私淑し、漢学研究の傍ら、私立明治義会尋常中学校の講師として教鞭を執った。後に、文部省検定試験を通じて、修身倫理科の中等教員免許状を得、仙台第二高等学校大学予科講師と助教授を歴任したが、郷里の懇請に応じ再度十日町小学校校長となった。後に文部省と新潟県より教育功労者として表彰され奏任官(従七位)の待遇も受けた。生涯二度、延べ15年余りも十日町小学校を勤めた根津は、キャリアの大半を小学校教員として過ごした。また、西村や中島力造らに私

淑した点や、彼自身の蔵書目録からも、倫理・道德に関する学問に特に関心を持っていたことがわかる¹⁶。その根津は、『布氏道德学』批評を執筆した前年の1891年に東京に赴き、その間、「特に故西村茂樹翁に私淑する所多く」¹⁷と言われている。

『日本弘道会叢記』1891年8月号に、根津音七署名のもう一つの寄稿「中魚沼郡支会演説」が確認できる。同演説は、日本弘道会中魚沼支会の第一集会（創立大会）で、根津が発起人の一人として講演したものである。つまり、1891年の上京以前、根津はすでに日本弘道会に加入し、しかも自分の地元で支会設立に積極的に関わったことがわかる。その演説によると、根津は「明治二十年春西村先生ノ日本道德論一冊ヲ購求セリ、之ヲ読デ大ニ其所論ニ感服セリ、而シテ西村先生自ラ会長トナリ居ラルル日本弘道会ナルモノノアルコトヲモフト此ノ時始メテ知リタリ」、やがて「断然入会スルコト」にしたという¹⁸。その後、地方支会の設立活動へのコミット、さらに小学校教員の職務をいったん離れ、上京した経緯と合せて考えると、根津は西村の主張に忠実たろうとした人物と見ることができよう。

3. 『布氏道德学』批判の論理

根津の『布氏道德学』に対する批評は多岐にわたっている。大きく分類すれば：1)第一篇「幼童ノ道德」における「父母ニ対スル義務」の説き方への批判；2)井上哲次郎の『勅語衍義』に依拠しながら、第二篇「成人ノ道德」における「国民ノ義務」としての愛国心の説き方に加えた批判という二点にまとめることができる¹⁹。特筆すべき点は、根津の批判の随所には「勅語違反」という視点が出ていることである。すなわち、根津の批判の根拠となるのが教育勅語とそれをめぐる解釈である。その点では、根津の議論を検討することによって、教育勅語に内在する論理がもたらしうる徳育の「枠」を明らかにすると同時に、森文政期の徳育がいかなる次元で、その「枠」をはみ出す要素を内包したのかを明確化することもできよう。

1). 「孝」のあり方をめぐって

『布氏道德学』における「孝」のあり方を論じた部分は、本論の第一篇「幼童ノ道德」の第一章「父母ニ対スル義務」に組み入れられている。その筆頭に挙げられたのは「異順」（第一節）である。その定義について、「己レヲシテ謹聴セシムル権理ヲ有スル人ノ命令ヲ聴キ以テ之ニ遵行スルノ謂ヒナリ」（『布氏道德学』、4頁）²⁰と説明されている。すなわち、幼童は父母の命令を遵守することが求められる。その点には、根津は異を唱えない。しかし、彼が問題としたのは、「幼童ノ道德」・「成人ノ道德」・「普通ノ道德」という『布氏道德学』の三部構成において、「異順」のような「孝」に関する徳目が単に「幼童ノ道德」の部に収められている点である。根津からすると、「幼童成人普通ト分チタレバコソ、孝ハ幼童ニ限リタルモノノ如ク見ユルナリ。否ナ是ゾコレ西洋主義ノ本色ナルベシ。西洋ニアリテハ孝ヲ以テ全ク幼童ノミノ義務トナシ。成人ニハ此道德ナキモノトセル如シ」²¹である。

続いて根津は、「日本国ノ孝ナルモノハ然カル如キ浅薄ノモノニハアラザルナリ。終身守ルベキノ道ナリ。父祖存在ノ如何ニハ関セザルナリ。一種云フベカラザル親愛ノ情ヲ以テ之ニ異順スルナリ」という「孝」の理解を提示している。彼からすると、「幼童」と「成人」を区別する『布氏道德学』の構成自体は、本来大事な「孝」を単なる「幼童」の徳目として矮小化させてしまっている。それにひきかえ、日本では、「孝」は現実における「父祖存在ノ如何」も越え、

全国民に内在する「親愛ノ情」でなければならないと彼は理解している。

それとの関連で根津が問題視したのは、「今日ノ少年子女」はしばしば父母に対し「曰ク子弟ニハスル義務ナシト、又曰ク父母ニシテ父母タルノ義務ヲ盡サズト」という状況である。このような「義務」をもって語られた親子関係は決して「我国ニ於テ尊重スル孝悌ノ道」とは称し得ないと彼は批判している。この一連の批判のクライマックスは、第四節の「愛情」における親子の「親愛心」の説き方に帰着する。「夫レ善性美質ノ兒子ハ善ク其父母ヲ親愛スト雖モ、苟モ此親愛心無キトキハ則チ自ラ此心ヲ把リテ、之ヲ己レニ與フルコト能ハザル可シ。蓋シ此親愛心ハ本来道理心ト関係ヲ有スル者ニ非ザルガ故ニ、自ラ勉メテ父母ヲ親愛スルコト能ハズ況ヤ他ヨリ之ヲ強要スルヲ得可ケンヤ」（『布氏道德学』、30頁）。子女が親を愛さない・愛せないというケースの開示・容認と解釈できるその記述に対し、根津は「夫レ父子之道天性也、孩提之童無不知愛其親、是謂良知、唯子タルモノ此ノ心ヲ失ハザランコトヲ要スルナリ。然ルニ彼レ……漫然其情ヲ稟受セズト公言ス嗚呼彼レ果シテ稟受セザルナルカ西洋ニアリテハ宜ロシキコトカハ知ラザレドモ、苟モ生ヲ我国ニ得タルモノハ曾禽獸之不如也」²²とし、その観点から、「不都合極まりない」記述だと痛烈に非難している。

そうした一連の批判に通底しているのが、「孝」を、「義務」という作為的契約的な行為よりも、人間誰でも生まれつきの「親愛心」という自然な感情により生じる行為として捉える認識にはかならない。逆に言うと、『布氏道德学』では、「孝」が幼童の「義務」と位置付けられるため、いわゆる人間本来の自然な感情（「親愛心」）との関係が切断される。だからこそ、子供が親を愛さない・愛せないという可能性が論理的に開示される。このような『布氏道德学』の論法は、根津からみて、大逆無道以外の何ものでもない。

2) 国民の義務の説き方をめぐって

『布氏道德学』では、「愛国心」について次のように記している。「世人ノ慣用スル所ニ従ヘバ、多クハ此愛国心ト云ヘル文字ヲ以テ外国ニ対スル抵抗心ヲ説明セリ。此ノ如キ感覺心ハ宜シク之ヲ一定ノ限度ニ止メシムベシ。何トナレバ是レ啻ニ道理ノ自然ヲ害スルノミナラズ、若シ自国ノ不利ヲ避ケント熱心スルノ過甚ナルトキ或ハ為メニ一大危難ヲ生ズルコト有レバナリ」（『布氏道德学』258頁）。ここでは、往々にして外国に対する抵抗心につながる愛国心という感覚を抑えるべきであり、もっぱら自国の不利を避けようとしたら却って危難を招致しかねないと述べられている。根津は、この記述が、「愛国心ヲ薄からしめ」、「畏懼の念を生ぜしめ」る言論と批判している。それが、全く日本をとりまく実情とは逆で、非常に危険な認識だと彼は捉えている。なぜなら、「抑モ日本ハ蕞爾タル一小国ニシテ方ニ今各国吞噬を恣ニスルノ秋ナレバ四方皆敵ナリト思ハザル可ラズトハ井上哲二郎君ノ著勅語衍義ニ載スル文字ニシテ又世人ノ認メテ是トスル所ナリ」²³。ここで根津は井上哲次郎『勅語衍義』の議論に依拠し、「四方皆敵」という言葉で、日本をとりまく深刻な国際情勢を強調している。

『勅語衍義』における井上の記述によれば、長足な発展を遂げた欧米諸国に直面する東洋では、「印度、埃及、緬甸、安南等ハ已ニ其独立ヲ失ヒ、暹羅、西藏、朝鮮等ノ諸国ハ極メテ微弱ニシテ独立ヲ成スコト甚ダ難カラシム」というような状況のなかで、日本は常に「外虜ノ我隙ヲ窺フ」おそれがあった²⁴。そこで彼は「勅語ノ主意ハ孝悌忠信ノ德行ヲ修メテ国家ノ基礎ヲ固クシ、共同愛国ノ義心ヲ培養シテ、不虞ノ変ニ備フルニアリ」とし、「西洋諸国ノ学説教義等東

漸スルニ從ヒ、世人多岐亡羊、遂ニ一日モ国家ニ缺クベカラザル孝悌忠信、共同愛國ノ主義スラ猶ホ且ツ擾々然トシテ其是非ヲ疑ヒ遂ニ畏クモ」という危機感を吐露している。その危機意識に共感した根津は、井上の議論の引用に続き、「此ノ時ニ当リテ克ク埃及タラズ印度タラズ以テ我が国体ヲ万代ニ維持セントスルニハ充分ニ彼我ノ區別ヲ立テ幾重ニモ之ヲ愛護シテ以テ、寸地モ失ハザランコトヲ務ムベキナリ」と説き、国家の独立を守るために愛國心を高揚させなければならないと唱えている。

他方、『布氏道德学』では、「愛國心」の暴走を警戒する記述がなされているばかりでなく、自国と他国の區別を相対化するような言論が展開されている。

特ニ自國ノ大利ヲ謀ルガ為メニハ外國ニ向テ非議ノ舉動ヲ為スモ敢テ妨ゲ無シト誤認スル如キハ尤モ深ク戒ム可キノ事タリ。此ノ如キ愛國心ハ決シテ良徳ニ非ズシテ、即チ利己的ノ惡徳ナリ。而シテ此惡徳ニ起因スル罪戾ハ実ニ詬辱ノ罪戾ト稱ス可クシテ、其結果ノオソル可キハ各人ニ對スル罪戾ヨリモ更ニ甚シキ者有リ、抑モ道德ヨリ之ヲ論スレハ自國ノ人民ト外國ノ人民トノ際ニ於テ毫モ分別スル所無キナリ」（『布氏道德学』259頁）。

根津がさらに問題視したのは上の記述である。中でも、「道德ヨリ之ヲ論スレハ自國ノ人民ト外國ノ人民トノ際ニ於テ毫モ分別スル所無キナリ」という論理について、根津は「此國ノ人モ彼ノ國ノ人モ區別スル所ナシトハ明カニ勅語違反ナリ」と言い切っている。なぜなら、「勅語ニハ博愛衆ニ及ボシトアリ、單ニ博愛ト申サバ格別ナルモ此及ボシタル文字ハ既ニ階級アルノ謂ナラズヤ。此ノ階級ハ畏クモ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ余輩ノ當ニ遵守スベキ所ナリ。無階級ノ博愛ハ決シテ我が兒童ニ實行セシム可ラザルナリ」と彼は考えたからである。すなわち、根津の理解によれば、「博愛」も掲げた教育勅語であるが、「及ボシ」という文字が示したように、そこには「階級」という自他、彼我の區別がある。すなわち、親疎・彼我の差が重視されるわけである。その意味で、「自國ノ人民」と「外國ノ人民」を分別しない『布氏道德学』のスタンスが、「階級」を重視すると思われる教育勅語の論理とは相いれないと根津は指摘している。

なぜ「階級」が大事なのか。ここで井上哲次郎の『勅語衍義』の議論が再び論拠として引用されている。「井上博士曰ク若シ夫レ親疎ノ別ナク彼我ヲ論ゼズ均ク之ヲ愛シテ順序ヲ立テザレバ即チ是レ万国同愛ニシテ忠君愛國ノ情是ニ於テカ已ト云ヘリ」²⁵。つまり、「無階級ノ博愛」の主張が「忠君愛國ノ情」の相対化につながり、「孝悌忠信」・「共同愛國」による民心の固結を損ないかねないからである。従って、「若シモ井上君ノ説ニシテ正當ナルモノナラシメバ布氏ノ同愛主義ノ我が國ニ適セザル」と根津は述べている。

では、彼我の區別の相対化が現実においていかなる場面と結びつく想定され、どのような判断を導き出すのか。『布氏道德学』において、「自國ノ大利ヲ謀ルガ為メニハ外國ニ向テ非議ノ舉動ヲ為ス」ことが「利己的ノ惡徳」として否定されている。そうした価値判断を具体的に現したのは、この部分（第二節「國民ノ義務」）の末尾に付いている「誠則」である。「若シ又事ノ汝ノ國ニ益スルコト有ルモ、一洲若クハ世界ノ人類ニ害スルコト有レバ、汝宜シク之ヲ以テ重大ノ犯罪ト視ルベシ」（『布氏道德学』、262頁）という記述が示したように、『布氏道德学』の帰結は、愛國心から出る公益追求にまつわる行為そのものの相対化にはかならない。ここで

重要な点は、そうした議論の前提が「道德」にあるということである。言い換えれば、「世界ノ人類」に普遍的に通用する「道德」の本来の意味を持ち出すことによって、忠君愛国の論理及びそこから出発した行為を規制し、それらを相対化することが可能となる。そこにこそ、『布氏道德学』が「勅語違反」と批判された根源はあるのではないか。

とすれば、井上の議論に依拠しつつ、勅語を擁護した根津にとっての「道德」とはそもそも何なのか。その定義に基づく場合、『布氏道德学』において「利己的ノ惡徳」と呼ばれた行為に対していかなる価値判断が下されるのか。

根津の論においては、「布氏ノ同愛主義」への批判の延長線上に、自国と他国をめぐる道德上のジレンマへの対応が必然的に問われる。そこで根津が引き出したのは、加藤弘之の提起した議論である。「加藤博士学士会院ニ於テ演説スラク、外国ト交際スルニハ利己カ徳義カト云ヘリ。利己ヲ主トスレバ或ル場合ニハ外国ノ困苦ハ捨テ顧ザルノ情ヲ生ズベク、又徳義即利他ヲ主トスルトキハ或ハ自国ニ取りテハ非常ノ不利滅亡ノ不幸アルモ甘ゼザル可ラズト」²⁶。ここで根津がとりあげたのは、加藤が前年（1891年）11月に東京学士会院で行った演説「利己乎徳義乎」である。同演説において、加藤は英国の朝鮮巨文島占領とそれに対する世間の無批判から衝撃を受け、「此に於てか外国交際は何處迄も徳義を以て相接せざるへからざる乎、又は徳義を省みるに及ばず、利己を逞うして不可なることなきものなるか」という問いを提起した。その際、彼は以下のような事態を仮に想定している。

今甲乙二国の間に戦端を開けることありとし、而して甲は十分の道理を有し乙は勿論道理に反したるの場合に於て、日本か勢ひ到底局外に中立すること能はず、必ず孰れか的一方に附かざるへからずと仮定せよ、是時に際しては吾は果して何れに與すへきや、道理上徳義上よりは勿論甲を助けて乙と戦はざるへからざるものの如し、然れども若し日本にして甲を助けたらんには、大に日本の不利にして或は日本の妨害をも招く、然るに乙に力を合するときには上に反して、大に日本の利益となるへき有様あらんには、さるにてもなほ道德上よりは甲に與みすること理の当然なるか如し、若し之に反して乙を助けん乎、これ不道理を助くるなり。然らば則ち飽くまでも当然の道理に従て、自国の不利をも顧みず、甲を助けて乙に反対すへきか、又は寧ろ乙を助けて自国の利益を計るへきか、これ則ち一の大問題たるなり²⁷。

そのジレンマにどう対処すべきかについて、加藤自身は明確な主張を提示せず「今日は唯此問題を提出し以て諸君の考按を煩さんと欲するなり」とし、問題提起に止めている。天賦人權論を捨て社会進化論に転向したことで知られる加藤ではあるとはいえ、ここでは単純に「適者生存」「弱肉強食」のロジックに従えばよいと思っていたわけではないことがわかる。

加藤の問題提起を受けた形で、根津は次のような見解を示している。「余ハ思フ徳義ト利他トハ自カラ別ナリ。利他ナレバ即布氏ノ説ニシテ無論加藤博士ノ説ケル結果ヲ生ズベシ。苟モ徳義主義ナレバ、決シテ然ラザルナリ」²⁸。すなわち、根津は加藤の想定した事態（ジレンマ）を「利他」の論理の帰着ととらえながら、真の道德（「徳義」）と「利他」とはもとより別々であると主張している。とすれば、根津にとっての「徳義」とはいかなるものなのか。彼は続い

て言う。「政府ノ当局者ガ其外交ノ際ニ善ク之ヲ處シテ上御一人ヲ始メ奉リ、下四千万人ヲシテ幸福ノ位置ニ立タシムルコソ真ノ徳義ナレ。自国ノ不利ヲ顧ズシテ他国ヲ利スルハ是レ利他ナリ宗義ノ仁²⁹ナリ、決シテ徳義ニアラザルナリ」。自国民の幸福を確保することこそ「真ノ徳義」であり、自国の不利を蒙って他国の利害を考慮するのが無益であるばかりでなく、愚かで有害だという意見である。こうして、加藤の問題提起における国家的エゴイズムと「道理」・「徳義」をめぐる緊張感が、根津の議論における自国対他国の対立図式において論理的に解消された。

では、根津の道徳観を支えたロジックとは何か。「凡ソ道徳ナルモノハ治国平天下ノ道ナリ…而シテ此ノ治国ト平天下トハ自カラ順序アリ前後アリ故ニ日本今日ノ道徳ノ最上乘最高等ノモノハ忠君愛国ナリ」という。「道徳」を儒教における治国平天下の道に即して捉え、そこから天下の平和幸福より、自国の幸福の確保を優先させるべきであるという論理がここに導かれる。こうした発想は根津個人に止まらず、日本弘道会を率いる西村茂樹の議論とも重なる。

4. 批判の系譜—西村茂樹の議論とその変容—

1889年9月に執筆した論説「本国」において、西村は「世界に国は数多あれとも本国ほど大切な物はない、本国を大切に思ふは人の天性といひて、誰にても人と生まれたるからには自然に備はりたる感情である是が即ち愛国心」と述べ、本国を「大切にするの道を得ざる」ケースの一つとして、「内外の別を知らず」という点を挙げている³⁰。その点について彼は次のように説明している。「外国とても決して悪しく取扱ひて宜しといふ譯にてはなけれども、本国に比べて見れば、大に差別のあることぢや……もし自国に益あらば他国に損あり、他国に益あらば自国に損あるといふ事に出逢ひたらば急度了簡を定めてたとひ他国を損するとも自国に益ある方を取るべし」³¹。ここでは、自国と他国の損益衝突の取捨において、親疎関係（前述した井上の言う「階級」）に基づいた利己的判断を優先させるべきという見解が提示されている。そこには、加藤の挙げた事例に見られる「徳義」・「道理」と利己の緊張感が入る余地はない。言い換えれば、「徳義」・「道理」は、もはや「世界ノ人類」という審級を持たず、自国の利益に従属するのである。こうした1889年時点における西村の論理展開が、後の根津による『布氏道徳学』批判において重要な前提を形成したように考えられる。

一方で、西村自身が『布氏道徳学』についてどう思ったのか。それを直接に示す史料がないが、教育勅語が發布された後の教科書問題と教育現場における勅語の受容にかかわる彼の次のような発言が残されている。「此聖勅の下りし後は従前の学校教則又は教科書には多少の改正なかるべからずして、其教授法の如きは大に改正なかるべからずと信ぜり。然るに右等の改正は毫も聞か所なく」³²（「教育宗教政党論」、1891年2月）という。つまり、教育勅語の身体化（価値の内面化）を図る有効な措置が取られていない中で、勅語發布以前の教科書（教育勅語の精神に相応しくない可能性のあるもの）の使用が継続されたことを、西村は問題化しているのである。その一年後に前述した根津による痛烈な『布氏道徳学』批判が日本弘道会誌に連載された。この事実と合せて考えると、西村による批判の視野には、勅語發布以後も学校教育の現場で使われていた『布氏道徳学』も入っていたのではないかと推察できよう。

もっとも、西村はもとより一貫して『布氏道徳学』的な教科書に批判的であったわけではない。前述した『布氏道徳学』の前身にあたる『小学道徳論』への西村の評価を想起されたい。

根津が批判した『布氏道徳学』における、「国民ノ義務」に関する記述が、『小学道徳論』にも載せられていた。しかし、当時の西村はそれを問題視しないどころか、むしろ「世之任教育之責者。宜以此書驗諸授業之上」として同書を薦めたのである。すなわち、1880年代初頭から、教育勅語発布後までのあいだ、西村の論調にはある種の転向が生じたように思える。それは、当時の日本を取り巻く国際社会の現実への認識にかかわるものと考えられる。『布氏道徳学』の「同愛主義」を批判した根津は、「国民ノ義務」の項目に対する批判の最後に次の言葉を残している。「況んや彼れ基督教国の学士は斯る言を放ちて他国を奪掠するを見て啻に之を責めざるのみならず却て之を賞揚せるなり」³³。前述した井上と加藤の議論を想起したい。当時のインド、エジプト、ビルマやベトナムなど東洋諸国の植民地化や英国の朝鮮巨文島占領といった事態に象徴されるような、西洋列強によるリアルな脅威が、西村と根津が自国と他国の利害存亡を優先させざるを得なかったことの背景にあったのであろう。

このように、自国の利害のためなら、他国への「非議ノ挙動」もあえて許してしまうという愛国心の肥大化が、西村と根津の議論及び根津が依拠した教育勅語の論理には通底していた。一方、「此ノ如き愛国心ハ決シテ良徳ニ非ズシテ即チ利己的ノ惡徳ナリ」と記された『布氏道徳学』の特質が、ポスト教育勅語の「勅語違反」という論理の前に一層鮮明になったと言える。

5. おわりに

以上、森文政期の尋常中学校・尋常師範学校の「倫理」科教科書『布氏道徳学』とそれへの日本弘道会誌上の批判を分析することで、同時期の徳育の特質と射程について検討してきた。

先行研究では、森文政期の教育の本質は「国体主義」とも、教育勅語以後のナショナリズムとも区別された「国家主義」という概念で説明されてきたが、その内実は必ずしも明らかではなかった。それに対し、本稿は、教育勅語発布後に改廃された尋常師範学校の「倫理」科（森文政の徳育改革の象徴）の教育内容とそれへの批判に着目した。その際、森が選定した「倫理」科教科書の『布氏道徳学』を取り上げた。教育勅語発布後に現れた同書への批判として、日本弘道会誌『日本弘道叢記』における小学校教員根津音七の『布氏道徳学』批評を分析した結果、同書に内在する特質が明確になった。

『布氏道徳学』では、子供が親を愛さない・愛せないという可能性が開示され、「孝」が単に幼童（国民全体ではない）の守る人為的な「義務」と位置付けられる。その論理構成においては、教育勅語における固有かつ自明とされる、人間自然な感情としての親への「孝」と君主への「忠」が結合する論理は生まれてこない。言い換えれば、勅語段階のナショナリズムの基盤となる家族国家観を支える感情より、契約的権利義務の関係による家族関係や社会関係（国家に対する国民の義務など）の連帯を説く点に、『布氏道徳学』に代表される森文政の徳育構想における「国家主義」の特質を見出すことができる。

さらに、『布氏道徳学』における愛国心制限論は、愛国心という感情の暴走から出る国益追求にまつわる不正不義（「利己的ノ惡徳」）への歯止めと警告を意図したものである。自国の人民か他国の人民かを問わず、「世界ノ人類」に普遍的に通用するはずの「道徳」の本来の意味合いを持ち出すことによって、忠君愛国の論理とその暴走を掣肘するのがその記述の眼目と言える。つまり、森文政の徳育において、国家は普遍的な道徳を凌ぐものではなく、むしろ後者の制御

に置かれなければならない存在として位置づけられていた。だが、そうした国家的エゴイズムの暴走を制御する道德の普遍性の提唱が、「宋襄の仁」と揶揄される「利他」と捉えられ、その論理自体も「勅語違反」という論理で根津に否定された。他方、加藤弘之の議論における本来普遍性を有する「徳義」が、根津の論において集团的「利己」に回収されることとなった。

ここで重要なのは、そうした根津の議論は彼一己の見解に止まらない点である。この人物の属性及びその議論の根拠を確認することで、森文政の徳育構想の射程が浮かび上がってくる。一つは、小学校教員という立場の持つ意味である。なぜ小学校教員の根津が尋常師範学校用の「倫理」科教科書を批判しなければならなかったのか。本稿の冒頭で述べたとおり、教育勅語発布後の徳育改革では、尋常中学校については従前通り「倫理」科が継続していたのに対し、尋常師範学校では「倫理」科が改廃された。初等教育とその教員養成にかかわる領域におけるこの明確な転換と、それとほぼ同時に現れた根津の批判を合せて考えると、中等教育の「倫理」科を通して初等教育の「修身」科のあり方も変えようとした森文政の思惑が見えてくる。

もう一つは、その批判の論拠が示唆した、教育勅語の磁場における徳育の一端と時代の空気である。根津が井上哲次郎の議論に依拠しつつ、「勅語違反」というロジックで『布氏道德学』を批判し、「現今ノ状、勅語ヲ奉読スルハ祝日大祭日ニ止ムル如シ。而シテ此書ノ如キヲ以テ其教科書トシ平素実行ノ標準トセシム憂ヘテ而シテ患ヘザルベケンヤ」という懸念を表明していることから、教育勅語発布二年後の時点における徳育をめぐる言論状況の一端が窺える。すなわち、教育勅語という「枠」の登場は、森文政期に批判されずに存在した『布氏道德学』の「孝」・「愛国心」の説き方への否定をもたらしたと同時に、根津や西村の議論にある種のポリティカル・コレクトネスを賦与し、それを支配的な論調に拔擢させる根拠にもなった。しかし一方で、その「枠」自体はまだそれほど強力なものではなかった。『布氏道德学』がそれまでに問題なく使われたことへの根津の苛立ちは、むしろ当時の徳育をめぐる混沌とした状況の存在を示唆している。1899年までの学校教育における『勅語衍義』と『布氏道德学』の共存もまたそうした混沌さを象徴している。そのことの実態と意味についての検討は今後の課題としたい。

注

- ¹ 文部省総務局調査課編『師範教育関係法令の沿革』続編（調査資料第10集）（文部省総務局調査課、1943年）、94頁。
- ² 佐藤秀夫「教育史研究の検証」、藤田英典他編『教育史像の再構築』（世織書房、1997年）、101頁。
- ³ 田中智子「森有礼文政期研究の現在と射程」『教育史フォーラム』9号（2014年）、92頁。
- ⁴ 拙稿「森文政期における「倫理」と「道德」のあいだ：『倫理書』と『布氏道德学』を手がかりに」（『教育学研究』80（4）、2013年）、同「雑誌『国民之教育』にみる道德教育論争：森文政期における『倫理書』編纂過程の再検討」（『日本の教育史学』55号、2012年）、田中智子『『倫理書』編纂事業の再検討：森有礼文政期理解への一助として』（『教育史フォーラム』8号、2013年）など。
- ⁵ 田中智子が発掘した史料、〔1888〕年3月23日付、寺島宗則宛森有礼書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵「寺島宗則関係文書」148-1）によれば、森自身が「倫理科之教方ハ最初道德義務ヲ手近ク講述シタル書（例ヘハ松田正久訳布氏道德学）ヲ用ヒ之ニ習熟シタル後今回取選倫理学教科書ヲ課スル見込ニ候」と述べている。前掲田中論文「『倫理書』編纂事業の再検討—森有礼文政期理解への一助として—」参照。

- ⁶ 『師範学校・尋常中学校・高等女学校検定済教科用図書表：明治19年5月—明治32年4月』（文部省、1899年6月）参照。
- ⁷ 前掲拙稿「森文政期における「倫理」と「道徳」のあいだ」。
- ⁸ 前掲田中論文「森有礼文政期研究の現在と射程」、86頁。
- ⁹ 前掲拙稿「雑誌『国民之教育』にみる道徳教育論争」を参照されたい。
- ¹⁰ 松田正久の経歴については、笹川多門著『松田正久稿』（江村会、1938年）を参照。
- ¹¹ 同書には二人の出版者から出されたバージョンが確認されている。一つは牟田知足という人により刊行されたもので、その第一巻は1880年3月25日に、第二巻は同年11月15日、第三巻は翌年4月15日に出版された；第四巻もあるらしいが、それは現在確認できない。もう一つは野口能毅という人から刊行されたもので、いずれの巻の奥付にも「明治15年2月14日版權譲請」という記載があり、1882年に出版されたと思われる。後者（全四巻）は現在東京大学総合図書館に所蔵されている。
- ¹² フリック著・松田正久訳『布氏道徳学』訂正二版（牧野書房、1888年3月）、3頁。
- ¹³ 同書における宗教関連記述の少なさは、著者フリック自身のスタンスに由来するものと考えられる。フリックは宗教による徳育の意義を認めつつも、信仰の次元に属する事項は学校でなく、教会で教えるべきだと考えていた。前掲拙稿「森文政期における「倫理」と「道徳」のあいだ」、95頁。
- ¹⁴ 根津音七「布氏道徳学ノ批評」『日本弘道叢記』第2号（1892年6月）、21頁。
- ¹⁵ 根津の出自と経歴については、次の史料を参照した。「噫々根津氏 凜たる遺言」（『新潟新聞』、1919年6月26日、2頁）、「功績事実 根津音七」（『新潟毎日新聞』、1917年2月12日、2頁）、「根津音七校長頌徳」（十日町市博物館友の会編『妻有のいしづみ』、1997年所収）。なお、その調査にあたって、新潟県立図書館のご協力を得た。
- ¹⁶ その蔵書は現在、新潟県立図書館の郷土コレクションの「根津文庫」に所蔵されている。
- ¹⁷ 前掲「功績事実 根津音七」（『新潟毎日新聞』、1917年2月12日、2頁）。
- ¹⁸ 根津音七「中魚沼郡支会演説」、『日本弘道会叢記』二編第8冊（1891年8月）。
- ¹⁹ ここで整理した二点のほかに、『布氏道徳学』の訂正二版に挿入された「臣民ノ国君ニ対スル義務」という一節の記述に対しても根津は疑問を提起している。その点は、森文政の徳育における皇室の位置づけにかかわる重要な問題として、別稿で改めて論じる予定がある。
- ²⁰ 本稿における『布氏道徳学』からの引用は、全て同書の訂正二版（1888年3月）による。
- ²¹ 同注14、26頁。
- ²² 根津音七「布氏道徳学批評（続）」、『日本弘道叢記』第4号（1892年8月）、24頁。
- ²³ 根津音七「布氏道徳学批評」、『日本弘道叢記』第5号（1892年9月）、20頁。
- ²⁴ 井上哲次郎『勅語衍義』（井上蘇吉ほか、1891年）、2頁。
- ²⁵ 同注23、21頁。
- ²⁶ 同上。
- ²⁷ 加藤弘之「利己乎徳義乎」（1891年11月）、『東京学士会院雑誌』第13編之9所収。
- ²⁸ 同注25。
- ²⁹ 出典は「春秋左伝」僖公二二年からである。無益の情けを指している。つまらない情けをかけてひどい目にあうこと。宋の襄公が楚と戦ったとき、公子の目夷は敵が陣を敷かないうちに攻めようと進言したものの、襄公は人の困っているときに苦しめてはいけないと言い、敵に情けをかけたために負けてしまったという故事による。
- ³⁰ 西村茂樹「本国」（1889年）、日本弘道会編『泊翁叢書』第2輯（1912年）、345-346頁。
- ³¹ 同上、348-349頁。
- ³² 西村茂樹「教育宗教政党政論」（1891年2月）、前掲『泊翁叢書』第2輯、583頁。
- ³³ 同注25、22頁。
- 付記：本稿は、サントリー文化財団2014年度「中国人若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成」による研究成果の一部である。ここに記して、謝意を表する。

（教育学講座 博士後期課程4回生）

（受稿2014年9月1日、改稿2014年11月20日、受理2014年12月26日）

森有礼文政期の「倫理」科教科書『布氏道德学』の考察

—日本弘道会誌上の批判に着目して—

林 子博

本論文は森文政期の尋常中学校・尋常師範学校の「倫理」科教科書『布氏道德学』とそれに対する日本弘道会誌『日本弘道叢記』誌上の批判を分析することを通じて、森文政期における德育構想の特質とその射程について検討してきた。その結果、『布氏道德学』に内在する特質およびそれと教育勅語の論理との関係性が浮き彫りになった。勅語段階のナショナリズムの基盤となる家族国家観を支える感情より、契約的な権利義務の関係による家族関係及び社会関係の連帯を説くというところに、『布氏道德学』さらに森文政の德育構想における「国家主義」の特質があると指摘した。また、そこには、国家が普遍的な道德を凌ぐものではなく、むしろ後者の制御に置かれなければならない存在として位置づけられていたことも解明した。

The Ethics Textbook *Fushi Dōtokugaku* during the Tenure of Mori Arinori: Examined through the Critical Reaction to it in *Nihon Kōdō Sōki*

LIN Zibo

This paper explores the character and aim of moral education during the tenure of Mori Arinori, by focusing on an ethics textbook that Mori chose for middle and normal schools, entitled *Fushi Dōtokugaku*, and the critical reaction to it in *Nihon Kōdō Sōki*, the journal of the Nihon Kōdōkai. This paper captures the interrelationship between the nature of *Fushi Dōtokugaku*'s contents and the logic held by the Imperial Rescript on Education (*Kyōiku Chokugo*). Namely, the nationalism manifested in *Fushi Dōtokugaku* and Mori's moral education are characterized by their emphasis on family and social solidarity through contractual relationships of rights and duties, rather than the emotional bonds that sustained the family-nation sentiment of nationalism in the era after the Imperial Rescript. Furthermore, *Fushi Dōtokugaku* is notable for its affirmation that the demands of the nation do not trump those of universal moral values, and that the former should thus be restrained by the latter.

キーワード： 森有礼文政期、『布氏道德学』、「倫理」科

Keywords: the Tenure of Mori Arinori, *Fushi Dōtoku-Gaku*, Ethics

